

○フェリス女学院役員、評議員の報酬等に関する規程

1993年10月25日制定
1998年2月26日改正 2004年10月28日改正
2006年5月25日改正 2008年3月27日改正
2017年3月17日改正 2020年2月27日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人フェリス女学院寄附行為(昭和26年2月27日認可)第41条の規定に基づき、の理事、監事(以下「役員」という。)及び評議員の報酬等について定める。

(報酬の支給)

第2条 役員及び評議員に対して、次の報酬等を支給する。

区分	支給する報酬
理事長、常務理事、監事、常任理事会規程第3条第1項第5号の理事	報酬、旅費日当、退任慰労金
上記以外の学外役員、学外評議員	旅費日当、退任慰労金
学内理事、学内評議員	旅費日当

備考 学内理事及び学内評議員は、統括管理職を除く。

(報酬額)

第3条 前条の規定に基づき、下記に掲げる役員には、次の報酬を支給する。

役職	金額
理事長	年額240万円
常務理事	年額180万円
監事	年額 30万円
常任理事会規程第3条第1項第5号の理事	年額 30万円

備考

1. 常任理事会規程第3条第1項第5号に定める理事が常務理事である場合には、常務理事の報酬のみ支給する。
2. 監事について、職歴等を勘案した上で特に考慮すべき事由がある場合は、理事長の判断によって年額30万円を上限として加算することができる。
- 2 前項の報酬は、次のとおり支払うものとする。

期間	支給日
6月～11月分	12月10日
12月～翌年5月分	翌年6月10日

- 3 報酬は、法令に基づき、報酬から控除すべき金額があるときには、役員に支払うべき前々項に定める報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(旅費日当)

第4条 第2条の規定に基づき、役員及び評議員には、理事会、常任理事会及び評議員会出席に係る報酬として、旅費日当を支給する。

第5条 学外役員（第3条に定める役員を除く。）に、前条に定める会議出席のほかに、特に業務を委託した場合には、その都度、旅費日当相当額を支給することができる。

第6条 旅費日当の金額は、次のとおりとする。

学外・学内の別	金額
学外役員・評議員	10,000円（手取額）
学内理事・評議員	5,000円（給与上乘せ）

2 前項に定める日当は、次のとおり支払うものとする。

期間	支給日
4月～9月分	10月末日
10月～翌年3月分	翌年4月末日

（旅費）

第7条 学外役員が会議又は業務のために出張した場合は、次の各号に掲げる旅費を支給する。

- (1) 横浜市外への出張に係る交通費 石川町駅又は元町・中華街駅から現地までの実費
- (2) 宿泊費 実費

2 前項に定める旅費は、次のとおり支払うものとする。

期間	支給日
4月～9月分	10月末日
10月～翌年3月分	翌年4月末日

（退任慰労金）

第8条 学外役員及び学外評議員が退任したときは、退任慰労金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、理事、監事又は評議員を退任し、評議員、監事又は理事のいずれかに就任する場合は、最終的に評議員、監事又は理事を退任したときに退任慰労金を通算して支給する。

3 退任慰労金の金額は、次のとおりとする。ただし、特別な事情のある場合は、統括管理職会議の議を経て対応することができる。

	就任期間	退任慰労金（手取額）
役員	1期3年	50,000円
	2期以上	1期につき50,000円。ただし、300,000円を上限とする。
	1期3年未満	1年につき20,000円
評議員	1期3年	20,000円
	2期以上	50,000円
	1期3年未満	1年につき8,000円

4 退任慰労金は、退任後1か月以内に支払う。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、1993年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年10月28日から施行し、2004年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、2006年5月25日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。